

古代越後と列島の木簡 —— 『私信』の情報伝達 ——

小林 昌 二

はじめに

私に与えられたテーマは、古代越後と列島の出土木簡資料がどうつながるのか。換言すると列島出土木簡における越後木簡の特色はどこにあるのか、にある。

そこで越後の地理的な位置をまず図1で見よう。中国大陸東北部の南部から南南東に延びる韓半島。海を隔てた先に東西に延びた列島の西部が中ほどの大地溝帯で東北に湾曲して広がっていく。この列島西側で海を隔てて大陸や半島に面し、大地溝帯を南部にして北に広がる地域が越後国・現新潟県地域である。

さて日本の古代国家が、この地域の行政区名を「越後国」と称したのは大宝元年（七〇一）と推定される。すなわち七〇一年の直前には「高志後国」の表記を推測させる「高志前」（国）を記した木簡が二〇〇三年に藤原宮朝堂院地区から出土したからである。これ以前の二〇〇一年にも飛鳥京跡苑池遺構から「高志国利波評」が、また同年に藤原京朱雀大路付近から「高志調」が出土し、二〇〇二年に飛鳥池遺跡から「高志国新川評」が続々に出土していた。すなわち「高志国」が「高志前国」などに分割されたことが知られたのである。

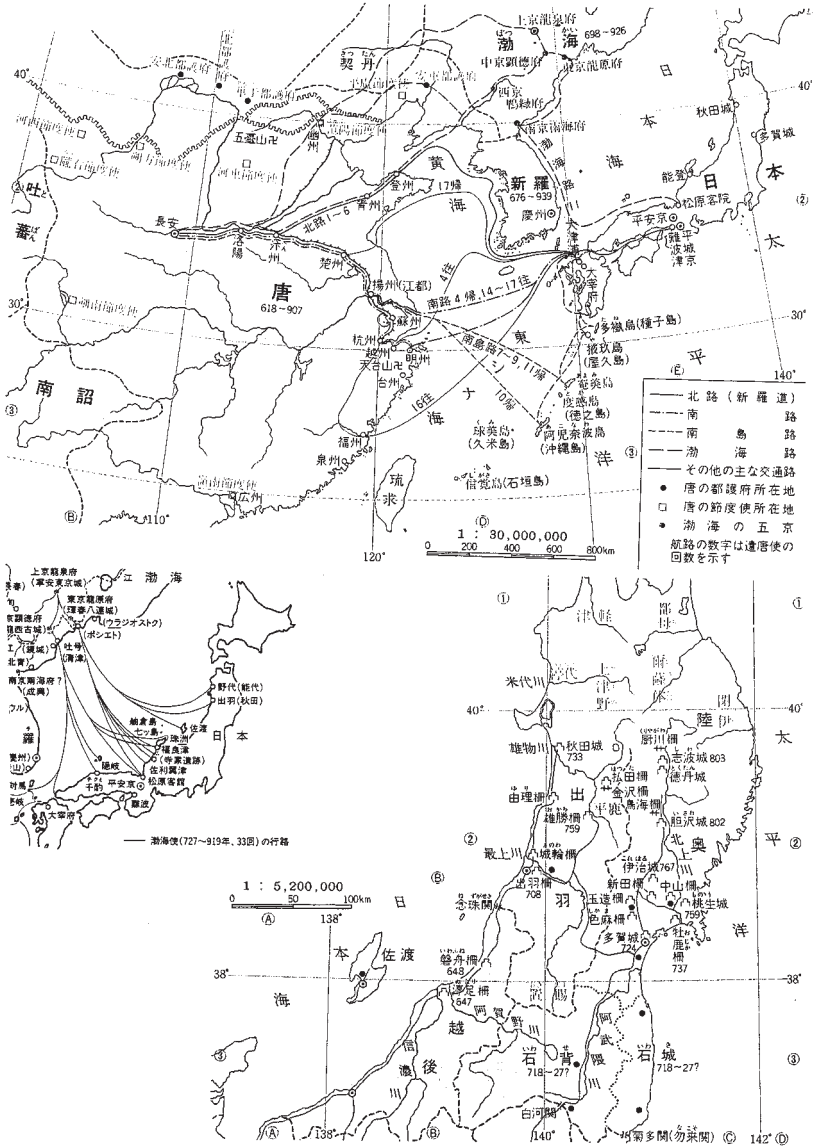


図1 7～9世紀の東アジアと日唐交通

一方文献では『日本書紀』持統六年九月癸丑条に「越前国司」の記述があることから、『新潟県史』通史編一（一九八六年刊）は、「越国」が持統六年九月以前に「越前国」、「越中国」、「越後国」に分割されたとした。しかし前述の木簡資料からは「越国」ではなく「高志国」であり、「越前国」ではなく「高志前国」であったことが明らかになったのである。こうしてこの時に「高志前国」だけでなく「高志中国」、「高志後国」、「若狭国」、「佐渡国」に分割されたことが確かに推定できることになったが、持統六年九月以前とは私見では直前の持統四年（六九〇）ころと推測している。だがここで新たな問題となったのは、いつ、「高志後国」から『日本書紀』が記述する「越後国」に変更があったのか、その意味は何か、である。

しかしこの頃の、つまり大宝二年以前の「高志後国」・「越後国」は、阿賀野川以北の地にあった。これを第一次越後国と呼ぶ。だがすぐ七〇二年に越中国の四郡が割かれ、越後国につける措置がなされ、範囲が南部の大地溝帯まで広がった。これを第二次越後国と呼ぶ。この越後国の範囲は北方は出羽方面に広がり、フロンティアは齶田（秋田）、野代（能代）、津軽（青森）、渡嶋（北海道）にも及んだようである。こうして成立する越後国は、したがってその前史において東に東方の蝦夷に対する道奥国Ⅱ陸奥国と並び、北に北方の蝦夷Ⅱ北狄を統治すべき辺要の国としての歴史を歩んでいたのである。

今回のテーマからすると、中国西域のシルクロードが長安に至り、長安から韓半島を経由して大和へ。さらに大和から列島の北辺、東辺へというルートがある。またその北辺、東辺から大和へ、そして長安に至る道とともに能登、越後、出羽などから渤海や長安へというもう一つのコースでもつながる世界があり、そのもう一つのコースに関する木簡論のことになる。私の役割は、まず列島北辺のこの地の木簡を媒介にかかると世界を覗く試みと云うことになる。ではどのようにして見るのか。

第一に、出土越後木簡の特色と列島出土の木簡

第二に、その特色を示す越後封緘木簡の特徴と位置

第三に、日本古代の紙を使用しながらの木簡使用時代について、啓・書状の理解

第四に、啓・書状の背景に半島、大陸の影響を考へる

一 越後と列島の出土木簡群

1 列島出土の木簡概要

図2は、二〇〇二年までの都道府県古代木簡出土の遺跡数と注目すべき遺跡名である。データは少し古いが今日を推測する上での大きな傾向は窺える。古代の畿内・七道地域に分けてみると、二〇〇二年の遺跡数は約六八〇カ所であり、そのうち畿内が三三六カ所で約半数に及ぶ。都のあつた奈良県と京都府だけで三〇〇カ所を超える。その畿内と周辺の兵庫県や滋賀県を加えると四一三カ所、六割強に及ぶ。しかし淡路国や土佐国、佐渡国など当時の被支配国の一部を除き、ほぼ全体的な当時の諸国での出土が見られることは被支配国と中央との関係、つまり古代国家の地方支配の実質を理解する上で重要である。むしろ実質を計るには実際の木簡使用程度を理解することが優れており、出土木簡点数の比較がより適当すると考えるが、なお発見遺跡や残存出土木簡数にはなお偶然的な要素が強く作用していると考え、実質という場合の量的な側面はさておいて、出土している現況の動向から理解できる範囲に理解は止まるものである。この時点での越後国の古代木簡出土遺跡数は二三方所、三割強で決して多い訳ではないが、注目すべき遺跡が比較的多い。その後の新しい状況はどうか、項をかえて見てみよう。

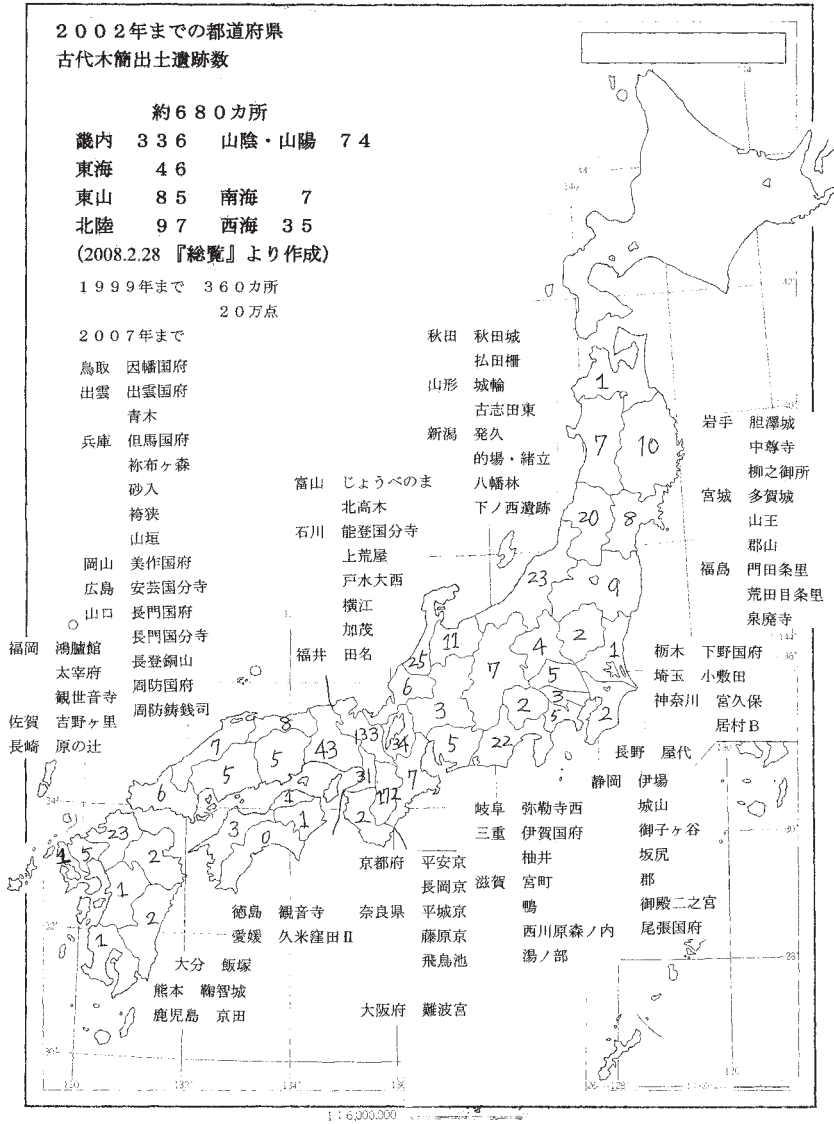


図2 2002年までの都道府県古代木簡出土遺跡数

2 古代越後木簡の概要

図3は、越後古代木簡・漆紙・古印の出土遺跡図である。ここに漆紙・古印の出土遺跡（五カ所）を加えたのは木簡と同様に出土文字資料の意義があるからである。また出土年次を記入してあるが、八〇年代までに古代木簡が出土した四遺跡に、九〇年代の一四遺跡が加わり、また二〇〇〇～二〇〇七年までに一六遺跡が加わって、現在では三四遺跡に及んでいる。確実に増加しているところに特色がある。

なお中・近世木簡出土遺跡は三三遺跡に及び、総計すると六七遺跡である。二〇〇七年の日本木簡学会二〇〇七年度研究大会で発表のあった全国木簡出土遺跡数は、一一七七遺跡である。比率ではおよそ六%弱に当たる。

3 越後木簡と封緘木簡

次に表1は、木簡学会編『日本古代木簡集成』（二〇〇三年五月刊）における全国出土木簡の分類に対し、掲載されている地方出土の木簡表を遺跡名などで示し掲げたものである。

空欄は都城の遺跡から出土したものが掲載されているがこれらは省略している。その他新潟・越後木簡の欄を設けて、掲載されなかった遺跡名を掲げた。

この表1から分かるように全国各地の出土木簡の中で、特別の支配拠点地域が知られているわけではないが、かなりの分類の範囲に及ぶ木簡の出土が察せられるものと思う。ここに越後木簡の全体的な特色の一つが現れているのであるが、その全体的な検討は他日を期すことにして、ここでは出土が群を抜く封緘木簡の検討を素材にして特色の一端を具体的に述べてみたい。

●古代越後と列島の木簡

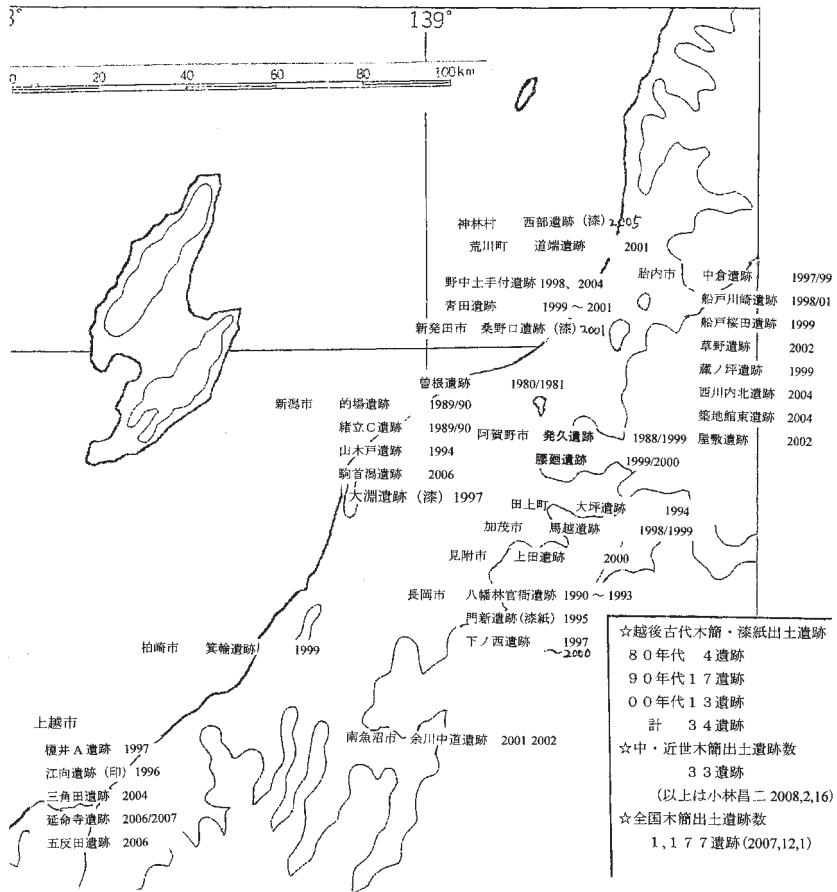


図3 越後古代木簡出土図表 (2008年2月16日 小林昌二補訂)

表1 木簡学会編『日本古代木簡集成』の分類(略)と掲載地方木簡

分類・目次	採録地方木簡出土遺跡名	その他新潟・越後木簡
一 荷札木簡		八幡林、的場、蔵ノ坪
二 文書木簡		
1 様式別文書木簡		
① 詔・詔勅		
② 奏		
③ 啓		
④ 解	新潟八幡林、秋田払田、富山北高木	
⑤ 移		
⑥ 符		
⑦ 国符	長野屋代、兵庫袴狭	
⑧ 郡符	八幡林、屋代、福島荒田目2	下ノ西
⑨ 牒	新潟箕輪2、滋賀湯ノ部	
⑩ 宣		
⑪ 召文	福島長野角屋敷、兵庫香住エノ田	
⑫ 進上状		八幡林
⑬ 返抄	兵庫市辺、荒田目	発久
⑭ 請	福島矢玉、岩手胆澤城、大分飯塚	八幡林
⑮ その他の文書		八幡林、榎井A
2 記録関係木簡		賃租壳券：延命寺
① 記録(1日分)	屋代、市辺、山口長登銅山、飯塚	
② 記録(一定期間)	徳島観音寺、袴狭	
③ 記録(日付記載なし)	山形山田、長登銅山	緒立
④ 記録(日記)	岩手柳之御所	
⑤ 伝票		
⑥ 宿直	新潟発久	
⑦ 門の警備・食料支給		
⑧ 出挙	新潟下ノ西、石川畝田寺中	
3 内容・用途別木簡		
① 考課		
② 銭		
③ 告知札		
④ 人名札		
⑤ 画指	袴狭	
⑥ 禁制・制止	袴狭、大阪長原	
⑦ 文書軸	兵庫但馬国分寺、同衾布ヶ森3、大坂上清滝、宮城市川橋、同山王	
⑧ 文書函		八幡林
⑨ 封滅	八幡林3、長登銅山2	下ノ西
⑩ 神紙・仏教	静岡梶子、福島江平、石川上荒屋、兵庫木梨	
⑪ 經典出納記録		
⑫ 物忌札・蘇民将来札	石川浄水寺、袴狭、静岡中村、飯塚	
⑬ 呪符	大阪桑津、柳之御所、袴狭	
三 その他の木簡		暦：発久
① 和歌・漢詩	観音寺、滋賀西河原宮ノ内、秋田秋田城	
② 鳴・左・安・上・下		
③ 坪付・サイコロ・将棋駒	上荒屋	
④ 付札		下ノ西、的場、駒首湯、八幡林
⑤ 習書	観音寺、宮城市川橋、大阪細工谷	絵：下ノ西
⑥ 音義木簡・万葉仮名・その他	観音寺	定規：発久

二 封緘木簡と私信

文字を始用したことで日本の古代がその情報伝達の大きな画期の一つであることをテーマに、全体的な研究を志し、史料学に結実させようとする研究は松原弘宣氏らによって試みられ、大きな見取り図が提示もされている⁽¹⁾。情報伝達の問題を考えようとする場合、令制国家機関や権力などによる命令伝達は公式令等により制度化されており分かりやすいのであるが、逆の上申伝達および令制成立過程やそれ以前ともなると不明な部分が多くなる。そこにおける伝達の意思としてまず個人の個別的な意志がいかなるものか、又それが如何に関わっているかを考えてみる領域があるように思われる。したがってそうした場合、まず日本古代に使用された情報の媒体である古代木簡が、紙による文書と併用される社会において、どのように情報伝達の機能と役割を担ったかという一般的な関心に基づいて、その関係を端的に示すものに封緘木簡がある。ここでもこうした情報伝達における国家・行政機能と木簡の関係が基本的であるが、それと対比される私信(書簡)からも考えてみたいと思う⁽²⁾。

また私信(書簡)は、古代国家が採用した公式令によらないものであり、それがどのような形態によって行われるかは、これをやりとりする情報伝達の主体の特色を考察することに資すると考えられる。なぜなら、個人から出す文書については、啓という唐制の様式が一般的であるが、しかし牒によるという興味深い指摘もある⁽³⁾。これらを踏まえて考えてみたい。

1 封緘木簡の研究課題

紙と木を媒体として併用する日本古代の情報伝達における木簡は、書かれた文字や内容が広く見られ、また

理解されることを期待する古代のマス・メディアや特定の宛てた人以外には秘匿さるべき情報を伝達しようとする機能を明瞭にもった封緘木簡などがある。

平城京や新潟県の八幡林官衙遺跡などの各地方官衙遺跡から出土した封緘木簡を詳しく検討した佐藤信氏による総括的指摘が次のように行われている⁴⁾。

氏の所論は、一 形態、二 考察に分かれるが、その考察資料は次の範囲に及んでいる。

- ① 長屋王家木簡……………一〇点
- ② 二条大路木簡……………五点
- ③ 平城京左京三条二坊宮跡庭園遺跡木簡……………一点
- ④ 二条大路北側側溝遺跡木簡……………一点
- ⑤ 【参考】藤原宮木簡 「封」印木簡……………一点
- ⑥ 山垣遺跡（兵庫県氷上郡春日町）木簡……………一点
- ⑦ 太宰府跡木簡……………一点
- ⑧ 郡山遺跡木簡……………一点
- ⑨ 八幡林遺跡木簡……………六点＋無墨痕一九点、計二五五点

以上のように八幡林遺跡出土木簡が点数的にも内容的にも注目されていることが分かる。その内容的な点は、まず大中小の三タイプの存在を指摘しており、また完形の三組六点が割面・木目が一致し、二枚に分けようとする途中のものもあり、表裏二枚の間に紙の文書を挟んで切り欠きに紐などで結んで封じたであろうこと、またその表裏の封緘木簡作成方法が判明したことなど貴重な内容が知られるところとなったとしている。

2 佐藤論考の総括的な指摘について

論考ではまた前述の形態的な検討や表面墨書の理解に続いて、以下六点にわたる総括的な指摘を行っている。

- ① 平城京における紙の文書とともに利用される封緘木簡の作法が一般的に存在していたこと
 - ② 貴族の邸宅などを中心として紙の文書のやりとりがかなり広範に行われていた状況が推測できること、またその使用は藤原時代にもおよぶと推測できること
 - ③ 地方官衙においても八世紀の段階から広範に封緘木簡が使用されており、紙の文書の往来が行われていたことを意味し、古代の律令制がもった文書主義の普及・展開や、識字層の拡大などに関して提起する問題は大きいこと
 - ④ 書状様など狭義の文書木簡が出土しつつあることが注意され、封緘木簡の使用法と古代の書札礼との関係を考えなくてはならないこと
 - ⑤ こうした封緘木簡の問題は、紙の文書によるやり取り、中でも他読を許さないための手続き、つまり書札礼が推測できること
 - ⑥ 中国における「檢」の機能に似ているが、また相違することもあり、飛駅函の作法などから、文書箱の封緘に係る封緘木簡等にも問題が及ぶこと
- 以上の総括的な指摘③などのように直接的な知見を与えていることが知られよう。この③の理解は⑤に掲げられている他読を許さない私文書的な書状類と、その儀礼としての書札礼の実際が推測されていくことになる。⑤では問題の指摘はあるが、その対応関係が指摘に止まっており、その論考では具体的に行われていない。そこで一歩踏み込んで私信の問題についてふれておきたい。

2 「啓」木簡の事例

(1) 藤原「啓」文書木簡——請求木簡——

・「謹啓 今匆有用処故醬」

・「及未醬欲給恐々謹請馬寮」

『日本古代木簡選』（木簡学会編一九九〇）では、藤原宮の東面外壕から出土したもので大宝令以後の新しい書式か、とされている。しかしこれにはいささか疑問が残る。養老公式令啓式条は、春宮坊が皇太子に上申する場合に、あるいは三后にもこの式に准ぜよ、とあり、この啓の文書様式を用いることのできる機関は、春宮坊か中宮職に限られるものとなる。該当条に古記は見えていないが、前後の便奏式条皇太子監国や奏弾式の注に引用があるところから、一応大宝令制においても同様と考えておく。したがって本木簡が大宝令以後のものであるとすると、解式によるべきものであるが、その新しい書式による影響というよりは、むしろその制約下がない。流行の唐制私文書の形式「啓」か。

早川庄八氏は、前掲書で、「啓・状」を三類に分けて言う⁽⁵⁾。

第一は、公式令と異なる「啓」を個人が差し出す上申文書ないしは書状であるという。

第二は、「啓・状」には官司が差し出したもの

第三に、個人が差し出したが宛先は官司であることなどが多い

本木簡は第二に該当するものである。又その中で宛所を明記していない。

また早川氏は、上申文書に関連する前白文書の問題と題し、岸俊男氏が言う「前白」から大宝公式令の解式への移行ということ、

「宛先の前に申す」様式は、藤原宮以前からのものと確認できること。また「前」「御前」は、脇付である。年月日が伴わず、公文書と異なる。「前白」様式は「口頭の世界」に関わる人から人へのものである。また、

① 此がその後の上申文書の展開にどう影響したか。

② 此に代わる解、牒、辞はいつから始まったか。

③ 個人の上申から公的意味をもった上申に役所が変わる間の組織の性質はどうか

氏はこれらの問題に触れ、何れも個人への上申に用いられた「前白」と「啓」「状」が併行して用いられた可能性があると指摘し、また公式令以後は「解」が多く用いられたとされる。また「前白」文書の存在は、官司としての機能の未成熟による、との主張を行っている。すなわちこのように早川氏においては、六朝期の上申文書のマナーと日本古代における口頭の伝達とが「前白」文書になり、併存してこれが後の大宝令の解などの上申文書に統合されていき、また個人・私文書の流れが唐の「啓」の様式によるようにしてなお併存していた、とする。

さて『日本古代木簡集成』（木簡学会編二〇〇三）は新たに出土した木簡を次のように分類している。

1 付け札木簡、

2 文書木簡、

3 その他の木簡、

と三つの章に大別し、さらに節立てを採用しているが、私信（書簡）は、2文書木簡の第一節様式別文書木簡に「啓」と「その他の文書」として分類されている。

なおここでの「啓」とは、東宮坊や皇太宮職が三后に上申する公式令の用法によるものであり、私信の「啓」のことではない。しかしその用法が三后に上申する範囲を超えたものとして扱われていることはもと

よりである。また「その他の文書木簡」では、請求木簡、進上木簡などの公務、公文書としての機能があるものもあるとしている。

そしていわゆる「前白文書」という貴人への申状があることに注意を向け、解説（増淵徹）において、これらの文書には複数の機能が存在していることを、形態、内容から理解すべきであるとも指摘している。おおよそ従うべきものと思うが、しかしなぜその複数機能が「啓」につながるのか、疑問が残る。また「啓」について言えば、その解説（吉川真司）は、「個人もしくは官司が差し出す上申文書・書状であつて、唐制を受け継いだものと考えられる」と早川説によることが述べられている。ここでもなぜ上申文書・書状が唐制を受け継いだのかなどについていえば、前掲した紙の書状とも対応する封緘木簡が藤原京の時代に遡るといふ佐藤信氏の指摘に対応してみるとその関係はどうかなど興味深い問題があると考ええる。そこでこれらの問題について見るとき、その年次的・時代的な対応関係を確認しておきたい。

(2) 難波宮跡出土「啓」木簡

・「謹啓

「初カ」

・「然カ而

右の木簡は『日本古代木簡集成』一五三に掲載され、吉川真司氏の解説があるものである。それによると出土器に七世紀中葉のものと考えられるものがあり、「今のところ最古の『啓』木簡である」としている。また奈良県飛鳥池遺跡にも「□□（恐カ）謹啓」という「啓」木簡が出土していることを紹介し、「遅くとも七世

紀中葉以降、上申文書の書式として啓が用いられ、それが公式令施行後も残ったという事情が想起できよう。なお同様なことは牒についてもいえそうである。」と「啓」の使用時期が遅くとも七世紀中葉以降という使用時期を指摘し、また牒についても同様とする見方は重要である。それは、「啓」と「牒」との関係の問題にも行きつくからである。

(3) 平城京出土神亀元年「啓」木簡

・「□□□□侍者

秦足人恐々頓首啓

右令□須来月望

・□□□□享恩沢

(日カ)

神亀元年七月十九□「」

右の木簡は平城京左京二条二坊十坪と十一坪の間の二条条間路の南側溝から出土した年次の明確なものである。『日本古代木簡集成』一四九として掲載され、杉本一樹氏が解説を行っているものである。それによると「恐々頓首啓」とあるところから「秦足人の個人書状と解される」とするとともに内容は分からないが某貴族の恩顧に預かることを望むものらしい、との見解が述べられている。「啓」の私文書としての使用例であり、律令の徹底が進む時代における公式令の規定内に止まらない用例である。

(4) 平城京出土天平八年「啓」木簡

(得カ) (事カ) 右以明日官紙打了

・「
」□□□□□
・「給仍録状謹啓 天平八年八月二十六日付立方呂」

右の木簡については前掲同様に杉本一樹氏の解説がある。これによると表面に「某啓某事」の後に事実書を二行割書で記し、それが裏面においてその二行割書の左行だけが残っているのであるうとする見解が述べられている。明日「官紙」を打つ作業がかわり云々と報告していることから、公式令の「啓」の可能性を指摘されてもいるが、日下に署名がないので、書き出しが「個人名＋（謹）啓＋事書」と考えられるとし、「おそらく個人の上申文書であろう」とされる。この書き出しのパターンは、時代がいささか下るが私文書として明瞭な紙の文書においても見られるものである。

さてここで限られた「啓」木簡の事例からの要約になるが、私信あるいは上申文書「啓」における書式には宛所が記されていない。差出人の署名については日下にある場合、ない場合は書き出しにくるなどが知られるが、なお書札の礼式に則した様相を見せるとはいえない。そこで時代が更に下るが、正倉院文書に残された私信（書簡）の典型的な例があるので次の3でこれを検討したい。

(5) 埼玉県行田市小敷田遺跡出土の前白木簡

・「今貴大徳若子御前頓首拜白云」

右の木簡については、一九八三年に一般国道一七号線のバイパス建設工事に伴う行田市小敷田の調査A区五二号土壙から出土したもので、『木簡研究』第七号に掲載された記事では、「書簡文の始めの部分の手のよう

なものとと思われる」とあることで注目されたものである。むしろその後宮瀧交二氏が説くように、守宅神の五子の「金貴」「大徳」文言が共通する守宅、鎮家、造屋に関わる呪符木簡と見る有力な見方もあるが、ここでは、いわゆる藤原京期の「前白」木簡と見ておきたい。このような木簡が東国の武蔵国などに出土することは、当時としては珍しいことであったが、前述の越後国八幡林官衙遺跡の封緘木簡の出土は、そうした書状のやり取りの地方普及の様相を示すものとして改めて注目しておきたいと思う。

3 私信（書簡）の事例と特徴

(1) 阿刀老女等啓

誠惶誠惶謹啓 尊者御所左右

右、山背国在林郷阿刀老女等、昔在古郷、今座三報里、朝歎^欠家内食、暮

仁望大徳、然仰望者、彼此遠隔、相見遙絶、仍捧冀状、謹馳深思

天平宝字二年九月一日

（統修四十六、③四ノ二九九―三〇〇）

本文書は、杉本一樹氏によれば、なぜこの位置に納められたかについて、統修として明治になって整理され、四五〜四七巻は啓・状の文言をもつ書状類を年次順にならべ、四八〜四九巻は年欠の啓・状類を月の順に、そして最終の五〇巻は僧の啓・牒、という編集方針が窺われるとされている^⑥『正倉院文書目録』二統修（東京大学史料編纂所編、東京大学出版会一九八八）。これに基つくと、「楮紙一紙右ハガシトリ痕不明、左紙端破損」「裏空」あるように、いわゆる反古紙によるものではないことが分かる。

さてこれらをもとに文意をとってみると、およそ次のようなことになるであろうか。

誠をもって謹んで啓します。尊者の居られます御所のあたりの辺に。

今は山背国林郷にいます（差出人の）阿刀老女等は、昔は古郷にいましたが、今は果報の里に座し居ります。朝には家内の食の欠けるを嘆き、暮れには仁（貴方の）大徳を望み、そして仰ぎ望んでいます。彼のあなたとこの私たちが遠く隔たっており、相見ることが遙かに絶たれています。よってこいねがう書状を捧げて、謹んで深い思いをさせ（届ける）るものです

(2) 阿刀老女等啓に関する若干の考察

前掲文書は、「老女が故郷を偲んである人に送った私信（書簡）である」と古典的な相田二郎『日本の古文書』では述べられているが、しかしその意味するところは単なる時候や息災を問い親愛の心情をやりとりしようとしたものではなく、経済的な援助を依頼するものである。このことを確認することがまず重要と思われる。また同時に依頼主は、依頼先の人物の人格に関わる大きな徳に敬意を払い、尊敬の念を表して、家内の食に欠ける暮らし向きを訴えて、援助を依頼していることには注意を払う必要がある。だがまたその経済的な具体的援助の願いが、儒教的な徳、仏教的な功德を称える人格的な関係、あるいは昔の古りにし郷を思う一族・同郷の気持ちに託した願いが表出しているのである。この依頼は、具体的な願いが間接的、婉曲な形で人格的で情動的な私人的要素の色濃い私文書の性格を基本的に示している。

さてその援助を依頼された人とは、山下有美氏の優れた人物論の専論^①などもあるよく知られた安都宿禰雄足のことであろう。山下氏が紹介もしているように、安都宿禰雄足は、初見史料の天平二十年（七四八）

九月二十一日付の文書では「舎人阿刀男足」とあり、その後の天平勝宝五年（七五三）にも「阿刀小足」、「阿刀雄足」などとあって、用字はさまざまであるが、「阿刀」を名のっており、差出人が「阿刀老女等」であつてみれば、かれがその縁者であり、この文書の受取人であつたに相違あるまい。むろんその正倉院文書群の中から類推できることでもあり、否むしろこの文書の残存は安都宿禰雄足があればこそそのことであつたであらう。

さて本書状の年月日である天平宝字二年（七五七）九月一日は、安都（阿刀）宿禰雄足の経歴でいうと、研究史上で第三期に該当するものである。すなわちそれは天平宝字六年六月十九日付けの紫微中台宛造東大寺司牒から、彼が正八位上造東大寺主典であること、また五つにも及ぶ「所」の別当職を兼務した激務に従事していくことが知られている。したがつてこの年一月二十九日までには越前国史生であつたが、その後には転じたことが知られるとされる。このように安都宿禰雄足が越前国史生から造東大寺主典、諸「所」の別当として活躍を始めた間もない時期に、この援助の依頼文書を受け取つていたことになる。分厚いとされる雄足の研究史における仲麻呂派閥論、あるいは下級役人論や職務論、そして私経済論に新たなメスを入れた山下論考は、その私経済が私田経営に絞られることを明らかにしている。このように私経済を狭くとらえたとしても一族縁者が雄足に生活援助を冀うことを排除するものではない。また安都四郎、越前国坂井郡散仕阿刀僧など一族の男たちが雄足の活動の周辺に現れていることは、女性の一族縁者が、雄足の徳を称え、古にし郷の同郷の思いに託して援助の願いを寄せてくることも不思議なことではなからう。

そこでこの文書がなぜ残されることになったのかに興味が広がる。その老女たちの願いを叶えたのか否かなど詳しいことはもとより明らかにではないが、文書の残存は、雄足がこれを直ちに廃棄すべきものとしなかつたことを意味する。雄足の一族縁者に対する思いの一端を示すものであらう。

山下氏はその人物論においてなぜかこの文書の存在にはふれられていないが、この私信の発信者である阿刀

老女等の依頼は、彼の一族縁者への態度や動向を知ることができるものとして扱うことができるものではないか。

三 啓や牒の諸問題

1 啓状に純粹な私的意義を見出す古典的見解

相田二郎氏は『日本の古文書』においてこうした書状類を次のように分類している⁸⁾。まず「啓」の様式であること、宛所の明記や位置、年号のあるなし、年月日の位置、発信者の署名、書き止め文言、切り封などに注目して類別した。

すなわち啓で日付に年号のあるもの六十九通、ないもの二十九通、啓とないもので年号のあるもの十六通などについて、十四のパターンに分類する。そして、「畢竟奈良時代の啓状は、純粹の私的意義をもっているところに、書礼の画然たる規式が現れなかつたものであろう。」(三九四頁)という。

だがここでかつて相田二郎が前述の如くに述べた「純粹の私的意義」の故に、書礼の画然たる規式が現れないものとされたことはどこまで言えるのであろうか。なぜなら前掲した封緘木簡の問題を承知していないものである意見であるからである。

右の場合は、読み下しやいささかの検討で示したように、これを単に「老女が故郷を偲んである人に送った私信(書簡)である」と簡単に解することができないことを述べた。確かに正倉院文書のこの一通は、内容的に私文書というべきものである。しかし「啓」の様式によることは否定できない。「啓」は、元来、東宮坊や皇后宮職などが三后に上申する公式令にあるが、これはそれを超えたものとしてあるものである。

相田二郎氏が「純粹の私的意義」の故に、書札の画然たる規式が現れないとされたことには身分制の下における私的あり方が書札の画然たる規式に矛盾しているからである。

それは身分差が意識されていることにある。

2 万葉集に見る「啓」

すなわちこれについて、すでに唐制の私文書を受け継いだとする早川庄八氏の指摘があるが、氏は、司馬光撰『司馬氏書儀』や徐氏曾撰『文體明辯』などによると、唐代に私人の間の書翰に盛んに「啓」が用いられたことが知られるとし、日本の公式令とは異なる啓の源流が唐の私文書にあったと見てよい、という。また同時に氏は、「純粹な私文書」として、万葉集巻五の大伴旅人と藤原房前の往復書簡の「状」や山上憶良と吉田宜が旅人に宛てた「啓」を紹介し、この「啓」がいつどのように日本で用いられたかは今後の課題であるともしている。

前者の唐制私文書の流行に求められるとする論点はおおよそそのようにも思えるのであるが、なお「啓」の特色について聊か承知しておく必要がある^①。

なお房前の返書の方は、記された書き出しは「跪きて芳音を承り、……」必ずしも文末に「房前謹状」を記し、和歌八一二を続け、先に宛所「謹通 尊門 記室」続いて行かえて月日と文書を託した使いの脇付が続くというようにその型式をかえていることが注目される。なおこの年九月に参議藤原房前は民部卿を兼ねている。

また吉田宜と山上憶良とが太宰帥大伴旅人に宛てた「啓」に対する吉田宜の返書は、

「宜啓。伏奉四月六日賜書。跪開封函……」とあり、文末にもう一度「宜啓。不次」を記して和歌八六四〜八

六七を記し、末尾に年月日（天平二年七月一〇日）がある。

山上憶良の返書には、「憶良、誠惶頓首、謹啓」を書き出しに文が続く。和歌八六八〜六七〇を記した末行の年月日に続けて今一度「筑前国司山上憶良謹上」を記している。

右の両者に共通するものは書き出しの「個人名＋（謹）啓＋事書」の型式があり、さらにもう一度文末年月日（天平二年七月一二日）の後に個人名＋啓や謹上が繰り返されている丁寧な特色である。房前との違いが明瞭なようにそこに身分の相違が反映しているものと見られる。

3 唐制私文書の流行

唐朝を遡る梁の劉勰（四六六？〜五二〇？）著の『文心雕龍』第二十三章に見える奏啓（奏と啓）について、その読み下し文を次に掲げてみる（¹⁰）。

「啓は『開』なり。（殷の）高宗の『乃の心を啓いて朕が心に沃げ』と云うは、其の義を取るなり。孝帝の諱は啓なり。故に兩漢は称する無し。魏國の箋記に至り、始めて啓聞すと云う。奏事の末に、或いは謹みて啓すと云う。晋自り來盛んに啓し、用は表・奏を兼ね。政を述べ事を言うは、既に奏の異条にして、爵を譲り恩を謝するは、亦表の別幹なり。必ず筋を斂めて規に入り、その音節を促し、辨要輕清にして、文にして侈ならざるは啓の大略なり。」

右のように元來は殷の高宗がいったという「汝の心を啓いてわが心に注ぎ込め」といったという意義に始まり、漢の時代の後に「啓聞すと云う。奏事の末に、或いは謹みて啓すと云う」というように用いられ、また晋の時代より以降になると「用は表・奏を兼ね」というようになり、爵位の辞退や君恩への謝辞を表現するものになっていたと言う。

そうであるとする天子に対して心を啓くという、したがって心を相手に対して啓くということを伴った上申文書に繋がるものとして、天子に対する表や奏さえも兼ねることができるとして、格式のあるものとしてすでに晋の時代に、後の唐代私文書流行の雛形としてあったことが理解できよう。

4 牒によるという提起

三上喜孝氏「文書様式『牒』の受容をめぐる一考察」（山形大学歴史・地理・人類学論集第七号 二〇〇六年）によると、律令制の文書様式の受容の問題として「牒」に注目し、日本令「牒」では、唐令が官司内上申「刺」・下達「牒」互通「関」としたことが取り入れられていず、官人主典以上の個人が諸司に上申するものとされ、また「移」の準用などに用いられた。これを『延喜式』（雑）では国衙内部の上下通に用いるとしており、これを地方出土木簡で検証し、「書状に近い『牒』（個人の出す上申文書としての『牒』）を想定することも可能なのではないだろうか」とし、さらに月城域字の「牒」木簡から、七世紀段階の影響関係を提起して興味深い。

おわりに

以上述べてきたことをまとめてみると、書状と密接な封緘木簡の使用は藤原京時代に見られること、これに対応するかのよう七世紀後半の啓の文書木簡もあり、八世紀には「個人名＋（謹）啓＋事書」の型式を取る木簡もあるが、ほとんどが上申文書木簡の機能に終始している。他方時代は下がるが天平宝字二年阿刀老女等啓は、私信（書簡）の特徴をよく示す事例である。これらの展開相を理解する上で、早川庄八氏の研究の驥尾

に付すと、なお啓の本来は唐制私文書流行の以前、すなわち晋の時代の啓が天子への表や奏を兼ねる、しかし心を啓くということが伴った上申文書であったことが源流であると考えらるべき事に行きつく。この心を啓くという、公文書には必ずしも要求されない特色は、社会の私文書を必要とする展開の中で流行への利用が進んだ理由と思われる。

さてまた日本古代における展開としてかつて相田二郎氏が「純粹の私的意義」の故に、書札の画然たる規式が現れないとされたことには問題があり、身分制下の私的あり方多様である分だけ書札が多様化していくのであり、職階や身分の上意や上申を一方方向に規定した公文書の画然たる規式とは大きく相違することは当然である。

また早川氏は六朝の上申文書のマナーによる「前白」文書には、口頭・オーラルな情報伝達が前提にあり、これが大宝公式令の解・移・牒などの書式に発展し、私信（書簡）に唐の私文書の様式「啓」が用いられるようになった経緯であろうといい、またその間の個人・私文書との未分離に官司としての未熟が辿られるとされているが、これらの検討に及ぶことはできなかつた。これらを今後の課題としてひとまず擱筆したい。

注

1 松原弘宣氏「日本古代の社会と情報伝達」(『資料学の方法を探る(3)』(愛媛大学「資料学」研究会二〇〇四)、「古代における情報伝達と交通」(『資料学の方法を探る(6)』(愛媛大学「資料学」研究会二〇〇七) 特に後者において見取り図からすすんだ広義の「交通」概念による整理が見られる。ここに私信の例示やその秘匿方法にも紹介がある。

2 私信(書簡)の視点から考えてみようというのは、田中琢氏の次の私的にも関わる。「英国出土のローマ木簡」(『木

簡研究』第七号、一九八五)で、古代ローマ辺境駐屯地で「書簡木簡」が出土していることを通じて「日本の木簡にはない書簡木簡がある。防人には、こんなシステムはあっただろうか、いや……」と述べていたことに触発されている。その点でこの小稿で事例がないわけではないことを示したが、しかしいかにも徹底した私文書が少なく、多くが上申文書となっている事実の上に立つとき、田中琢氏の指摘は大筋で的を射ているのである。

また関連して、日本古代の「私」について行われている議論、吉田孝氏の中田薫「律令時代の土地私権」なる見解に対しての、中国法の世界のことを論じた結果になっているとする問題指摘に関係するところがないか、などの関心による。またシンポジウム『日本史における公と私』（青木書店一九九六）

3 三上喜孝氏「文書様式の『牒』の受容をめぐる一考察」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』第七号二〇〇六年三月)

4 佐藤信氏「封緘木簡考」(『木簡研究』第一七号一九九五)

5 早川庄八氏「公式様文書と文書木簡」(『木簡研究』七号、一九八五、後『日本古代の文書と典籍』吉川弘文館一九九七所収)

6 杉本一樹氏「正倉院文書による古代文書の再検討」(石上英一・加藤友康・山口英男編『古代文書論』東京大学出版会一九九九)

7 山下有美氏「安都雄足―その実像に迫る試み」(栄原永遠男編『平城京の落日』清文堂 二〇〇五)

8 古文書学の分野は、その代表的な相田二郎『日本の古文書』が示しているとおり、その関心は、古文書の存在や伝来の特徴から中世以降が主流となる。古代の古文書は、正倉院文書研究や新しくは木簡研究、漆紙文書研究、墨書土器研究など個別的な対象に基づくものとなる。むしろ「史料体論」による古代史料学の構築を進める石上英一氏の仕事もある。

さてその『日本の古文書』学が、古代古文書を無視しているわけではなく、そこでは中編 第三部 書札様文書において、正倉院文書についても検討を行っているのである。中世文書との対比の中からその源流・オリジナルを形式的に取り出そうとしている。これによると第一類 状・啓として次のような十四のパターンに分類されている。

- 第一式 1 天平十一年四月三十日写経所啓……写経所から出した一種の公文書
- 2 天平八年五月二十九日岡本家謹啓……写経所に岡本家の家司が出した。
- 3 天平宝字六年閏十二月九日和雄弓の謹啓……私の願い有りと。
続修四十七
- 第二式 宝龜四年十二月十四日種嗣啓……校生貢進推薦状 右筆の書、公的性質
- 第三式 年欠十月二三日奴昨麻呂兵衛衛士任官依頼……大恩を求め一生の喜びと
- 第四式 1 天平宝字七年五月二四日安都雄足借請啓状……貸し主への約定、切り封
- 2 年欠六月三日草原嶋守謹啓以て解す状……炭を届けること
- 3 天平勝宝八歳二月七日釈靈曜唐院請物事……障子と幡
- 4 年欠七月十二日 雄足謹白……油購入依頼状
- 第五式 1 天平十八年九月十六日小僧善珠……書三巻を送進の状
- 2 年欠十月五日大山謹状……料紙を縦に細長く切っている。御方王に關係
- 第六式 天平宝字二年九月一日阿刀老女翼状……故郷を偲んである人に送った状
- 第七式 宝字二年八月二十日上貞麻呂謹啓状……封式上書、
- 第八式 天平宝字六年四月十六日益田繩手啓状……繩手が写経生を推薦した状
- 第九式 天平宝字四年二月十四日巾引諸直書状……稻持尊者に十六日に参向すると
- 第十式 天平十七年四月十八日大宅諸姉啓状……宗我部人足を僧にと聖大尼に推薦
- 第十一式 天平宝字二年八月三十日安宿弟見啓状……東大寺に大般若経書写生にと
- 第十二式 天平勝宝八歳四月五日石川垣守啓状……東大寺に軸の下付を求めた
- 第十三式 年欠七月二十一日朝明人君啓状……六郎に大原牛養を雑使にと請う。
- 第十四式 1 天平宝字二年九月十二日三尾隅足啓状……写経生二人の推薦状
- 2 年欠九月十八日後家川麻呂啓状……病气怠状
- 3 天平宝字六年閏十二月一日鳥取国麻呂啓状……料紙の申請

4 年欠九月十日真人啓状……小黒卿に写経生を推薦

9 文献などについては加藤国安氏の適切なご教示による。なお啓について有益な氏の著書『越境する庾信』上巻（研文出版二〇〇四）がある。

10 『世界古典文学全集』25「陶淵明・文心雕龍」（筑摩書房一九六八）三二七頁

付記 1

本論文は、新潟大学人文学部と同人文社会・教育科学系附置環東アジア研究センター、及び同超域研究機構「東部ユーラシア周縁世界の文化システムに関する史料学的研究」共催により、二〇〇八年三月二日「簡牘の世界―越後・列島・半島・大陸・シルクロードを結ぶ―」と題して行われた公開シンポジウム講演原稿をもとに一部を加筆したものである。

またなお講演という性格からまだ初稿段階にあった「日本古代木簡と『私信』の情報伝達ノート」（藤田勝久・松原弘宣編『古代東アジアの情報伝達』汲古書院二〇〇八年四月）の内容を、二と三においてほとんど踏襲していることをご寛恕願いたい。

付記 2

本論文の前提となった前掲の講演において、以下の重要な二つの論文を踏まえていなかったことをここに記し、著者及び読者、講演聴集者各位に深くお詫びをしたい。

第一は、丸山裕美子氏「書儀の受容について―正倉院文書にみる「書儀の世界」―」（『正倉院文書研究』4 吉川弘文館一九九六）であり、第二は、古瀬奈津子氏「手紙のやりとり」（『文字と古代日本』4 神仏と文字 Ⅲ生活と文字 吉川弘文館二〇〇五）である。

前者の丸山論文には、論文タイトルの通り中国書儀の詳しい研究状況と概要に基づき、正倉院文書の「人々啓状」

にその受容が後半に行われていたことや、本質の「札」が限られていたことを指摘していた。また八世紀代における六朝の文の影響の名残や、相田二郎氏の書式分類などは中世書札札にとらわれたものとの指摘もあり、注目される。

後者の古瀬論文は、正倉院文書の約二〇〇通の書状には、「啓」や「状」だけでなく、「解」、「牒」、「通」などがあることやまた丸山裕美子論文を踏まえ唐の書儀には見えない唐以前に做った可能性を説き、公用書状には公式令文書を補完した役割のあったこと、封痕のある官司、官職が発給した「解」、「牒」は、公私の中間形態文書の役割があったなどの新しい公私問題の提示が行われていて注目される。また関連して古代日本においては公私の場が分化しておらず、私用の書状というものが必要なかったといえるかも知れない、(中略)文学的サークル内において、私用の書状が生まれてきたとも述べて、社会構造の変化の関連を指摘して注目される。

いずれも厳密な検討の成果が示されているものであり、当然本文中において扱い述べるべきものであった。従って今後を期す上では、本論が試みた阿刀老女等啓の意味づけ、相田二郎氏が説く「純粹の私的意義」の「私」という意味、元来の「啓」の意味などを、さらに論じなければならぬであろう、ということにある。